

(8) 隣接校種の免許状を取得する方法

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、隣接する学校種の教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。

なお、取得できる免許状は当該学校教諭の二種免許状（高等学校教諭の場合は一種免許状）です。

また、最低在職年数に、各表に定める「施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」を加える場合には、その在職年数1年につき3単位ずつ（加えない場合の合計単位数の半数までを限度とする。）、修得すべき単位数が減ぜられます。（免許法別表第8、施行規則第18条の2の表備考第4号）

ア 幼稚園教諭二種免許状

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数						
			教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
				教育課程及び指導法に関する科目					
				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法			
小学校教諭普通免許状	3年	0年			6			6	
		1年			3			3	

備考

- 1 最低在職年数とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」とは、平成28年4月1日以降に、幼稚園、特別支援学校の幼稚部又は幼保連携型認定こども園の助教諭、保育教諭等として勤務した年数である。ただし、小学校教諭普通免許状を取得した後の年数に限る。
- 3 最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

イ 小学校教諭二種免許状

(ア) 幼稚園教諭普通免許状を有する場合

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数						
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	合計	
				教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
				各教科の指導法	道徳の指導法				保育内容の指導法
幼稚園教諭普通免許状	3年	0年		10	1		2		13
		1年		7	1		2		10
		2年		5	1		1		7

備考

- 最低在職年数とは、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。
- 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」とは、平成28年4月1日以降に、小学校、小学校併設型中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の小学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数である。ただし、幼稚園教諭普通免許状を取得した後の勤務年数に限る。
- 最低修得単位数は、幼稚園教諭普通免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 「教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」の単位の修得方法は、以下のとおりとし、最低修得単位数に応じて、修得する教科数を選択するものとする。
 なお、修得する教科は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育から選択するものとする（「生活」の教科の指導法の単位を修得しても表に定める最低修得単位数としては認められない）。

「各教科の指導法」の最低修得単位数	修得する「各教科の指導法」の教科数	修得方法
10	5	それぞれ2単位以上
	4	3以上の教科について、それぞれ2単位以上
7	5	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	6	1以上の教科について、2単位以上
	7	それぞれ1単位以上
5	3	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	4	1以上の教科について、2単位以上
	5	それぞれ1単位以上

- 「教職に関する科目」のうち、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得は、最低修得単位数にかかわらず、全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものとする。

(イ) 中学校教諭普通免許状を有する場合

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数						
			教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
				教育課程及び指導法に関する科目					
				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法			
中学校教諭普通免許状	3年	0年		10			2		12
		1年		7			2		9
		2年		5			1		6

備考

- 最低在職年数とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」とは、平成28年4月1日以降に、小学校、小学校併設型中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の小学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数である。ただし、中学校教諭普通免許状を取得した後の勤務年数に限る。
- 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 「教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」の単位の修得方法は、以下のとおりとし、最低修得単位数に応じて、修得する教科数を選択するものとする。

なお、修得する教科は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち、所有する全ての中学校教諭普通免許状の免許教科に相当する教科以外の教科から選択するものとする（例えば、国語及び社会の中学校教諭普通免許状を有する者が、国語又は社会の教科の指導法の単位を修得しても、表に定める最低修得単位数としては認められない）。

「各教科の指導法」の最低修得単位数	修得する「各教科の指導法」の教科数	修得方法
10	5	それぞれ2単位以上
	4	3以上の教科について、それぞれ2単位以上
7	5	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	6	1以上の教科について、2単位以上
	7	それぞれ1単位以上
5	3	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	4	1以上の教科について、2単位以上
	5	それぞれ1単位以上

- 「教職に関する科目」のうち、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得は、最低修得単位数にかかわらず、全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものとする。

ウ 中学校教諭二種免許状

(ア) 小学校教諭普通免許状を有する場合

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目				
				各教科の指導法	道徳の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
小学校教諭普通免許状	3年	0年	10	2		2	14	
		1年	7	2		2	11	
		2年	5	1		2	8	
		3年	5	1		1	7	

備考

- 最低在職年数とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」は、平成28年4月1日以降に、中学校併設型小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、中学校併設型高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の中学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数とし、教授した教科は問わないものとする。ただし、小学校教諭普通免許状を取得した後の勤務年数に限る。
- 最低修得単位数は、小学校教諭普通免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 「教科に関する科目」は、70ページの中学校の教科に関する科目において、授与を受けようとする免許教科に応じ、それぞれ1単位以上、最低修得単位数として表に定める単位数を修得するものとする。
- 「教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」の単位は、授与を受けようとする免許教科の指導法の単位を修得するものとする。
- 「教職に関する科目」のうち、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得は、最低修得単位数にかかわらず、全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものとする。

(イ) 高等学校教諭普通免許状を有する場合

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目				
				各教科の指導法	道徳の指導法	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
高等学校教諭普通免許状	3年	0年		2	1	2	4	9
		1年		1	1	1	3	6
		2年		1	1	1	2	5

備考

- 1 最低在職年数とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」は、平成28年4月1日以降に、中学校併設型小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、中学校併設型高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の中学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数とし、教授した教科は問わないものとする。ただし、高等学校教諭普通免許状を取得した後の勤務年数に限る。
- 3 最低修得単位数は、高等学校教諭普通免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 4 授与を受けることができる免許状の教科は、同一免許教科において可能とする。ただし、高等学校の「地理歴史」又は「公民」を有する場合は中学校の「社会」、高等学校の「情報」又は「工業」を有する場合は中学校の「技術」も可能とする。
- 5 「教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」の単位は、授与を受けようとする免許教科の指導法の単位を修得するものとする。
- 6 「教職に関する科目」のうち、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得は、最低修得単位数にかかわらず、全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものとする。
- 7 「教科又は教職に関する科目」の修得方法は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目から修得するものとするが、国語、社会、理科、美術又は技術の授与を受けようとする場合には、67ページの表に定める教科に関する科目の単位を必ず含めるものとする。なお、教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。

【中学校教諭二種免許状の国語、社会、理科、美術又は技術の授与を受ける場合の「教科又は教職に関する科目」の修得方法】

授与を受けようとする免許教科	修得を要する「教科に関する科目」	修得を要する単位数	
		最低修得単位数が 4又は3単位の場合	最低修得単位数が 2単位の場合
国語	書道（書写を中心とする。）	1単位	1単位
社会	地理歴史の免許状を有する場合 「法律学、政治学」※1 「社会学、経済学」※1 「哲学、倫理学、宗教学」※1	それぞれ1単位以上	【科目群数】2科目群以上 それぞれ1単位以上
	公民の免許状を有する場合 日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。）	それぞれ1単位以上	それぞれ1単位以上
理科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	【科目数】3科目以上 それぞれ1単位以上	【科目数】2科目以上 それぞれ1単位以上
美術	工芸	1単位	1単位
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。）	それぞれ1単位以上	【科目数】2科目以上 それぞれ1単位以上

※ 「 」が付されている科目群と「 」が付されていない科目では、修得方法が異なります。「 」が付されている場合は、「 」に示された教科に関する科目の中から1以上の科目について、一般的包括的内容を満たし単位を修得することにより、「 」が付されている科目群の単位を満たしたことになります。

エ 高等学校教諭一種免許状

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
				各教科の指導法	道徳の指導法			
中学校教諭普通免許状 (ただし、 <u>二種免許状を除く。</u>)	3年	0年		2		2	8	12
		1年		1		2	6	9
		2年		1		1	4	6

備考

- 最低在職年数とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。
- 「最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」は、平成28年4月1日以降に、高等学校併設型中学校、高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の高等部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数とし、教授した教科は問わないものとする。ただし、中学校教諭普通免許状（専修免許状又は一種免許状）を取得した後の勤務年数に限る。
- 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状（専修免許状又は一種免許状に限る。）を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 授与を受けることができる免許状の教科は、同一免許教科において可能とする。ただし、中学校の「社会」を有する場合は高等学校の「地理歴史」又は「公民」、中学校の「技術」を有する場合は高等学校の「情報」又は「工業」も可能とする。
- 「教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」の単位は、授与を受けようとする免許教科の指導法の単位を修得するものとする。
- 「教職に関する科目」のうち、「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得は、最低修得単位数にかかわらず、全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものとする。
- 「教科又は教職に関する科目」の修得方法は、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目から修得するものとするが、地理歴史、公民、情報、工業又は家庭の授与を受けようとする場合には、69ページの表に定める教科に関する科目の単位を必ず含めるものとする。なお、教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。

【高等学校教諭一種免許状の地理歴史、公民、情報、工業又は家庭の授与を受ける場合の「教科又は教職に関する科目」の修得方法】

授与を受けようとする免許教科	修得を要する「教科に関する科目」	修得を要する単位数
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	【科目数】1科目以上 合計1単位以上
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	【科目群数】1科目群以上 合計1単位以上
情報	情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業	それぞれ1単位以上
工業	工業の関係科目 職業指導	それぞれ2単位以上
家庭	住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	それぞれ1単位以上

※ 「 」が付されている科目群と「 」が付されていない科目では、修得方法が異なります。「 」が付されている場合は、「 」に示された教科に関する科目の中から1以上の科目について、一般的包括的内容を満たし単位を修得することにより、「 」が付されている科目群の単位を満たしたことになります。

中学校の教科に関する科目

教科	教科に関する科目	教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)	保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	技術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)
理科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
		職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
		宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	備考 1 教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。 3 「 」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「 」に表示された教科に関する科目の中から1以上の科目について単位を修得すること。 なお、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)について、それぞれ2単位以上を修得するものとする。	
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

高等学校の教科に関する科目

教科	教科に関する科目	教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学	保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
地理 歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌		
公民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習
		家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服制作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業
		農業	農業の関係科目 職業指導
音楽	ソルフェージュ 声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	工業	工業の関係科目 職業指導
		商業	商業の関係科目 職業指導
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	水産	水産の関係科目 職業指導
		商船	商船の関係科目 職業指導
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	福祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
			職業指導
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」		
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	備考	1 教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。 2 英語以外の外国語の教科に関する単位の修得方法はそれぞれ英語の場合の例によるものとする。 3 「 」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「 」に表示された教科に関する科目の中から1以上の科目について単位を修得すること。
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」		